

## 第9回 吉野川市「ストップ! 児童虐待」作品展 作品募集

### 1. 趣旨

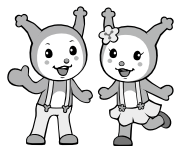
「児童虐待防止推進月間」の取り組みの一つとして、第9回吉野川市「ストップ! 児童虐待」作品展を開催し、「児童虐待は社会全体で解決すべき問題」として市民一人ひとりの意識を高めます。

### 2. 募集作品

- ①絵画・ポスター部門 ②作文部門 ③標語部門 ④書道部門  
※応募規定などは各小・中学校に配布するチラシにて確認いただくか、問い合わせください。

### 3. 応募資格

本市在住の小・中学生、または本市内の小・中学校に通う児童・生徒  
※標語部門については本市在住の一般の方も応募できます。



### 4. 応募方法など

- 募集期間 8月29日(月)～9月9日(金)  
※出展いただいた全ての方に参加賞を贈呈します。
- 展示場所 市役所東館市民ホール（展示を希望しない方は、作品提出時に申し出てください。）併せて、児童虐待防止啓発パネル展も開催予定です。
- 展示期間 11月の2週間程度  
土・日、祝日以外の午前8時30分から午後5時15分まで  
※新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合があります。  
詳細が決定了後、市ホームページなどでお知らせします。
- 提出方法 子育て支援課（本館1階）まで持参または郵送してください。  
なお、吉野川市内の学校に通っている小・中学生は、作品を学校に提出してください。

●問い合わせ 子育て支援課 子ども相談室 ☎22-2267 FAX22-2245

## 人権啓発ポスター 作品募集

本市では、市役所本館南入口に人権看板を設置して啓発を進めていますが、看板（3面）の経年劣化が進んでいることからリニューアル（張替）を予定しています。

次のとおり吉野川市内の小・中学生に啓発ポスターを募集し、その中の3作品を新しい看板のデザインとして数年間掲示します。

また、提出のあった全ての作品を、12月の「人権週間」に、市役所または支所に展示させていただきますので、皆さんの力作をお待ちしています。

- 募集作品 人権啓発ポスター（縦書き）
- 応募資格 吉野川市内の小・中学生
- 応募規定 B4～A2判以内とし、作品の裏面に学校名、学年、氏名（フリガナ）を明記してください。作品は、一人1点とし、ポスターの中に「人権啓発のメッセージ」を入れてください。（看板に採用された3作品の著作権並びに作品に発生するすべての権利は吉野川市に帰属するものとします。）

●募集期間 8月1日(月)～9月30日(金)

提出のあったすべての方に、参加賞を贈呈します。

●提出先 〒776-8611  
吉野川市鴨島町鴨島115-1  
人権課（本館2階）

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで  
☎22-2203 FAX22-2244

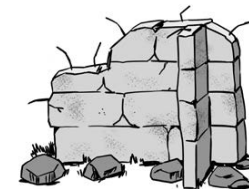
## 危険なブロック塀等に対する支援事業があります！

道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぎ、通行人の安全確保および災害時の緊急車両の通行を確保するため、対象となる危険ブロック塀等の撤去や撤去したブロック塀から軽量のフェンス等への建て替えに対して助成を行います。

### 危険なブロック塀等撤去支援事業

#### 【補助金の額】

補助対象費の2/3および基準費（1mあたり6,000円）の2/3以内で、**66,000円を限度**とします。



### フェンス等設置工事支援事業

#### 【補助金の額】

補助対象経費の2/3および基準額（1mあたりパネルおよび格子状等の場合は24,000円、ネット状等の場合は14,000円）の2/3以内で、**266,000円を限度**とします。

※補助要件、補助対象経費、年間実施件数等の詳細については、問い合わせください。

## 木造住宅の「耐震診断（無料）」を募集中です

近い将来に発生が予想されている「南海トラフ巨大地震」や、活断層を震源とする「直下型地震」による建物の倒壊から命を守るため、本市では木造住宅の耐震化を進めています。木造住宅の耐震化は「耐震診断」を行いその結果に基づいて対策工法を施工し、建物の耐震化を図ります。耐震診断は無料で行っていますので、まず、耐震診断を行い住宅の現状を確認してください。

### 対象となる木造住宅の条件（全てに当てはまるもの）

- ①市内の木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ②在来軸組構法、伝統構法および枠組壁工法によるもの（木質プレハブ工法は除く）
- ③3階建てまでのもの（併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む）

本年の実施戸数 35戸（予定）

●問い合わせ 建築営繕室 ☎22-2224 FAX22-2246

**消費者ひろば**

「固定電話（アナログ回線）が使えなくなる」って本当？  
N.T.T東日本およびN.T.T西日本は、令和6年1月以降、固定電話のIP網への移行に伴い、同社の局内設備の切替を予定しており、固定電話間の通話料が、全国一律料金となるなどのサービス変更を行うことを公表しております。

このIP網への移行に便乗して、「今後固定電話が使えなくなる。光回線にした方がよい。」あるいは、「アナログ回線がなくなるため、光回線への工事が必要で、工事料が必要だが、今だと無料だ。」などの悪質な勧誘が見られますので注意が必要です。

固定電話のIP網移行に伴う局内設備切替では、利用者側での手続きや自宅での工事は不要です。

また、現在利用中の電話機や宅内の電話線、電話番号はそのまま利用できます。

**問い合わせ**  
市消費生活センター（活あんし課内）  
☎36-11840  
FAX22-12245

消費者ホットライン  
☎188

「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。

災害情報や各種お役立ち情報が受信できる  
「吉野川市防災・情報メール」をぜひご利用ください。



登録用  
二次元コード